

新旧対照表

【外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
第2章 普通貿易統計	第2章 普通貿易統計
(貿易形態別符号の第2符号)	(貿易形態別符号の第2符号)
25-3-1 貿易形態別符号のうち第2符号の記載に当たつては、次の点に留意する。 (1) <u>蔵入承認された貨物</u> （以下この項及び別紙第5において「蔵入貨物」という。）、 <u>移入承認された貨物</u> （以下この項及び別紙第5において「移入貨物」という。）又は <u>総保入承認された貨物</u> （以下この項及び別紙第5において「総保入貨物」という。）が他の保税地域に搬入の上、積戻しされる場合は、 <u>それぞれ「2」、「3」又は「9」を使用させる</u> （下記(2)に該当する場合を除く。）。	25-3-1 貿易形態別符号のうち第2符号の記載に当たつては、次の点に留意する。 (1) <u>貨物が保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域から保税蔵置場、保税工場及び総合保税地域以外の保税地域に搬入の上、積戻しされる場合は、「2」、「3」又は「9」を使用させる。</u>
(2) <u>蔵入貨物、移入貨物又は総保入貨物が他の保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域に再び蔵入れ、移入れ又は総保入れした後に積み戻される場合は、当該貨物の最終の積戻し形態を示す貿易形態別符号を使用させる。</u>	(2) <u>蔵入れ、移入れ又は総保入れされた貨物が他の保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域に再び蔵入れ、移入れ又は総保入れした後に積み戻される場合は、当該貨物の最終の積戻し形態を示す貿易形態別符号を使用させる。</u>
(3) <u>蔵入貨物、移入貨物又は総保入貨物が、他の保税地域を経て輸入される場合は、<u>それぞれ「5」、「6」又は「0」を使用させる</u>（下記(7)に該当する場合を除く。）。</u>	(3) <u>蔵入承認、移入承認又は総保入承認された貨物が、保税蔵置場、保税工場及び総合保税地域以外の保税地域を経て輸入される場合は、「5」、「6」又は「0」を使用させる。</u>
(4)～(7) (省略)	(4)～(7) (同左)
(輸出入者符号)	(輸出入者符号)
25-6 輸出者符号又は輸入者符号は、次により記載する。	25-6 輸出者符号又は輸入者符号は、次により記載する。
(1)～(5) (省略)	(1)～(5) (同左)
(6) 輸入（引取）申告書における「輸入者符号」欄には、輸入者符号の後に輸入（引取）申告である旨のコード「A」を横線で結ぶことにより記載する（例： <u>8000012050001-A</u> ）。	(6) 輸入（引取）申告書における「輸入者符号」欄には、輸入者符号の後に輸入（引取）申告である旨のコード「A」を横線で結ぶことにより記載する（例： <u>11111-A</u> ）。
(7) 特例申告書における「輸入者符号」欄には、輸入者符号の後に特例申告である旨のコード「B」を横線で結ぶことにより記載する（例： <u>8000012050001-B</u> ）。	(7) 特例申告書における「輸入者符号」欄には、輸入者符号の後に特例申告である旨のコード「B」を横線で結ぶことにより記載する（例： <u>11111-B</u> ）。

新旧対照表

【外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後						改 正 前					
第1 符号	第1 種別	第2 符号	第2種別	第3 符号	第3 種別	第1 符号	第1 種別	第2 符号	第2種別	第3 符号	第3 種別
1~5	(省略)	1	(省略)	1~8	(省略)	1~5	(同左)	1	(同左)	1~8	(同左)
		2	蔵入れ又は <u>蔵入貨物</u> の積戻し					2	蔵入れ又は <u>保税蔵置場</u> からの積戻し		
		3	移入れ又は <u>移入貨物</u> の積戻し					3	移入れ又は <u>保税工場</u> からの積戻し		
		4	許可前引取承認又はその他の積戻し					4	許可前引取承認又はその他の <u>保税地域</u> からの積戻し		
		5	<u>蔵入貨物</u> の輸入					5	<u>蔵入承認後</u> の <u>保税蔵置場</u> からの輸入		
		6	<u>移入貨物</u> の輸入					6	<u>保税工場</u> からの輸入		
		7・8	(省略)					7・8	(同左)		
		9	総保入れ又は <u>総保入貨物</u> の積戻し					9	総保入れ又は <u>総合保税地域</u> からの積戻し		
		0	<u>総保入貨物</u> の輸入					0	<u>総合保税地域</u> からの輸入		

新旧対照表

【外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後				改 正 前			
符号	適用条項	減免税等適用物品（概要）	備考	符号	適用条項	減免税等適用物品（概要）	備考
別紙第7 減 免 稅 条 項 等 符 号 表				別紙第7 減 免 稅 条 項 等 符 号 表			
(定率法の部)				(定率法の部)			
11001～ 12018	(省略)	(省略)		11001～ 12018	(同左)	(同左)	
12013	(省略)	軽減税率適用品目 (省略)		12013	(同左)	軽減税率適用品目 (同左)	
12014～ 12011	(省略)	(省略)		12014～ 12011	(同左)	(同左)	
12012	(省略)	<u>〃</u> (電解精製用鉛の塊)		12012	(同左)	<u>〃</u> (電解精製用鉛の塊 [課税価格 が165.37円/kg以下のもの])	
(暫定法の部)				(暫定法の部)			
符号	適用条項	減免税等適用物品（概要）	備考	符号	適用条項	減免税等適用物品（概要）	備考
25023～ 27058	(省略)	(省略)		25023～ 27058	(同左)	(同左)	
28041	(省略)	軽減税率等適用品目 (省略)		28041	(同左)	軽減税率等適用品目 (同左)	
28042～ 28062	(省略)	(省略)		28042～ 28062	(同左)	(同左)	

新旧対照表

【外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後			改 正 前		
(削除) 28064～ 28069	(削除) (省略)	(削除) (省略)	<u>28037</u>	<u>法第9条第1項 令第32条第1項 第16号</u>	<u>// (電解精製用鉛の塊〔課税価格 が165.37円/kg超のもの〕)</u>
			28064～ 28069	(同左)	(同左)